

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 公的研究費の管理体制（第四条—第七条）
- 第三章 公的研究費適正使用推進委員会（第八条—第十一条）
- 第四章 通報及び調査（第十二条—第二十五条）
- 第五章 雑則（第二十六条—第二十八条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この規程は、中央大学（以下「本大学」という。）における公的研究費について、適正な管理を行い、公的研究費の不適正な使用を誘発する要因を除去するとともに、学内外からの通報に対する適切な取扱いについて定めることにより、公的研究費が不適正に使用されることのない環境を整備し、もって本大学における研究を促進することを目的とする。

（定義）

第二条 この規程において、公的研究費とは、国又は地方公共団体等の公的団体から研究のために使用条件を定めて提供された資金をいう。

2 前項の規定にかかわらず、研究のために資金を提供した民間団体等から、あらかじめその資金の使用及び管理につき本規程を準用すべき旨の申し出があった場合には、これによる。

3 この規程において、公的研究費の適正な使用とは、公的研究費を、当該公的研究費が提供された目的及び提供に際して定められた使用及び管理の条件（以下「提供条件」という。）に従い、かつ、第四条第三項に定める基本方針及び同条第四項に定める基本方針実施細目に従って使用することをいう。

4 この規程において、公的研究費の不適正な使用とは、公的研究費を前項に反して使用することをいう。

（研究者等の責務）

第三条 本大学において公的研究費を用いて研究を行う者及び公的研究費の使用及び管理に関与する者（以下「研究者等」という。）は、公的研究費が社会から付託された資金で

あることを自覚し、それを研究のために適正に使用及び管理しなければならない。

- 2 研究者等は、公的研究費を、当該公的研究費が提供された目的及び提供条件に従って使用及び管理しなければならない。
- 3 研究者等は、前項に定めるものの他、本大学が第四条第三項に基づき定める基本方針及び同条第四項に基づき定める基本方針実施細目によらなければならない。

## 第二章 公的研究費の管理体制

### (最高管理責任者)

第四条 本大学における公的研究費の使用及び管理（以下「公的研究費の使用等」という。）を統括し、これに関する責任を果たすため、公的研究費最高管理責任者（以下「最高管理責任者」という。）を置く。

- 2 最高管理責任者は、学長をもって充てる。
- 3 最高管理責任者は、第八条に定める公的研究費適正使用推進委員会の意見を聴いて、公的研究費の使用等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定するものとする。
- 4 基本方針を実現するために必要な事項（以下「基本方針実施細目」という。）については、公的研究費適正使用推進委員会において定めるものとする。

### (統括管理責任者)

第五条 本大学に、公的研究費統括管理責任者（以下「統括管理責任者」という。）を置く。

- 2 統括管理責任者は、基本方針及び基本方針実施細目に従って、公的研究費の使用等の状況を把握するとともに、必要に応じて最高管理責任者に対して、公的研究費の使用等に関する意見を申し述べることができる。
- 3 統括管理責任者は、学部長会議の意見を聞いて、本大学専任教員（次条に定めるコンプライアンス推進責任者を除く。）から学長が委嘱する。
- 4 学長は、前項の委嘱に際して、統括管理責任者の任期を定める。ただし、当該学長の任期の末日を越えてはならない。
- 5 前二項の結果は、各教授会に報告する。

### (コンプライアンス推進責任者)

第六条 公的研究費を使用する研究が行われる本大学の学内機関（以下「機関」という。）に、コンプライアンス推進責任者を置く。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、次の各号に掲げる者とする。
  - 一 機関が主体となって公的研究費を使用する場合 当該機関の長
  - 二 本大学の学部、研究科、全学連携教育機構、教育力研究開発機構、研究所、研究開発

機構、ELSIセンター及びAI・データサイエンスセンターに所属する研究者等が公的研究費を使用する場合 当該研究者等が所属する機関の長（当該研究者等が、複数の機関に所属する場合においては、当該複数の所属する機関の長が協議により定めた機関の長）

三 その他の場合 最高管理責任者が指定した者

3 コンプライアンス推進責任者は、当該機関における公的研究費の使用等について、これが適正なものとなるよう、当該機関の啓発を行い、研究者等に公的研究費の使用等について報告を求め、必要に応じて、改善の指示をするものとする。

（相談）

第七条 本大学に、公的研究費の使用等にかかる研究者等の相談を受けるため、公的研究費使用相談窓口を置く。

2 公的研究費使用相談窓口の組織及び運営については、公的研究費適正使用推進委員会の意見を聴き、最高管理責任者が別に定める。

### 第三章 公的研究費適正使用推進委員会

（設置）

第八条 基本方針を推進し、研究者等に対して公的研究費の使用等に関する啓発を図り、本大学において公的研究費が不適正に使用及び管理されることのない環境が整備されているかの調査（以下「点検」という。）を行うため、公的研究費適正使用推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

（構成）

第九条 推進委員会は、次の各号に掲げる委員で構成する。

一 統括管理責任者

二 コンプライアンス推進責任者

2 推進委員会に委員長を置き、統括管理責任者をもって充てる。

3 推進委員会は委員長が招集し、議長となる。

4 推進委員長を補佐し、職務を代行するため、委員の互選により、副委員長一人を置く。

5 推進委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（啓発活動）

第十条 推進委員会は、基本方針を推進するため、研究者等に対し、その責務の重要性を認識させ、意識の向上を図るとともに、公的研究費が不適正に使用及び管理されることのない環境を整備するため、公的研究費の使用等に関する啓発活動を行うものとする。

(点検)

第十一条 推進委員会は、点検を行うものとする。

- 2 推進委員会は、点検を行うに際して、研究の自由を侵害してはならず、点検が、研究内容に及ばないようにしなければならない。
- 3 推進委員会は、点検の結果に基づき、研究者等に対して必要な助言又は勧告を行うことができる。
- 4 推進委員会は、点検及び前項に定める助言又は勧告を行った場合、最高管理責任者に対して報告を行うものとする。

第四章 通報及び調査

(通報)

第十二条 何人も、公的研究費の不適正な使用の疑いを認めた場合、公的研究費にかかる通報窓口（以下「通報窓口」という。）にこれを通報することができる。

- 2 前項に定める通報は、方法及び顕名の有無を問わないものとする。
- 3 通報者は、公的研究費の不適正な使用の疑いを示す証憑がある場合は、これを提出することができる。

(通報者の保護)

第十三条 本大学は、通報者が通報したことを理由として、当該通報者の研究又は就業環境が悪化することのないよう適切な措置を講じるとともに、解雇その他の不利益な取扱いを行わないものとする。

(通報窓口)

第十四条 第十二条に定める通報窓口は、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び学事部学事・社会連携課とする。

- 2 通報を受けた通報窓口は、直ちに最高管理責任者及び統括管理責任者に対して、当該通報を回報しなければならない。

(予備調査の開始)

第十五条 通報があった場合、統括管理責任者は、最高管理責任者の指示に基づき、次条に定める予備調査委員会に対し、予備調査を命じるものとする。

(予備調査委員会)

第十六条 予備調査委員会は、次の各号に掲げる委員で構成する。

- 一 当該調査にかかる機関のコンプライアンス推進責任者
- 二 前号のコンプライアンス推進責任者の推薦に基づき最高管理責任者が指名する者

二人以上五人以内

- 2 予備調査委員会に委員長を置き、前項のコンプライアンス推進責任者をもって充てる。
- 3 前二項の定めにかかわらず、委員長たるコンプライアンス推進責任者が当該調査にかかる研究者等である場合には、コンプライアンス推進責任者に代えて統括管理責任者をもって充てる。

(予備調査の方法等)

第十七条 予備調査委員会は、中央大学構成員及び当該公的研究費の使用等に関係のある者に協力を求めることができる。

- 2 予備調査は、原則として証憑書類（書類には電磁的又は電子的記録を含む。）の調査によるものとする。ただし、予備調査委員会が必要と認める場合、通報者、研究者本人及びその他関係者に対する聞き取り調査を行うことができる。

(予備調査の結果)

第十八条 予備調査委員会は、予備調査の結果を、最高管理責任者及び統括管理責任者に報告しなければならない。ただし、公的研究費の不適正な使用の疑いが認められないとの結論を報告しようとするときは、あらかじめ、通報者（匿名の通報者を除く。）の意見を聞き、期限を定めて、最高管理責任者及び統括管理責任者に対して意見書を提出する機会を与えなければならない。

- 2 最高管理責任者は、予備調査の結果（前項ただし書きに基づき、通報者から提出された意見書を含む。）に基づき、公的研究費の不適正な使用の疑いを認めた場合、統括管理責任者に本調査を開始することを命じなければならない。

(本調査)

第十九条 本調査は、次条に定める調査委員会によって行うものとする。

(調査委員会)

第二十条 調査委員会は、次の各号に掲げる委員で構成する。

一 統括管理責任者

二 最高管理責任者が指名する者 二人以上六人以内

- 2 調査委員会には、本大学外の有識者を加えられるものとする。
- 3 調査委員会には、予備調査委員会の委員（委員長を含む。）を加えることができる。
- 4 調査委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

(本調査の方法等)

第二十一条 調査委員会は、中央大学構成員及び当該公的研究費の使用等に関係のある者に

協力を求めることができる。

- 2 調査委員会は、通報者（匿名の通報者を除く。）、研究者本人及びその他関係者に対する聞き取り調査を行うことができる。
- 3 調査委員会は、公的研究費の不適正な使用の疑いがある研究者等に弁明の機会を与えなければならない。
- 4 調査委員会は、通報者（匿名の通報者を除く。）に、意見を述べる機会を与えなければならない。

（本調査の結果）

第二十二条 調査委員会は、本調査が終了したときは、報告書を作成し、最高管理責任者に提出しなければならない。ただし、公的研究費の不適正な使用の事実があると認定するためには、全委員の過半数の賛成を必要とする。

- 2 最高管理責任者は、本調査の結果を本調査の対象研究者等及び通報者（匿名の通報者を除く。）に通知しなければならない。

（異議申立て）

第二十三条 公的研究費の不適正な使用の事実があると認定された研究者等は、最高管理責任者に対し、異議申立てをすることができる。

- 2 前項の異議申立ては、前条第二項の通知の日から七日以内に争う事実を記載した書面を提出することによって行うものとする。
- 3 最高管理責任者は、異議申立てがなされた場合、統括管理責任者に争われている事実に関し、再調査を命じなければならない。
- 4 再調査については、第十九条から第二十二条の規定を準用する。
- 5 再調査の結果に対しては、異議を申し立てることができない。

（措置）

第二十四条 本調査の報告（異議の申立てがなされた場合においては、再調査にかかる報告をいう。）において、公的研究費の不適正な使用の事実があると認定された場合、最高管理責任者は、当該公的研究費の提供者への当該事実の報告、当該事実の公表、公的研究費の返還及び懲戒等に必要な措置等をとらなければならない。

（権利利益の保護）

第二十五条 最高管理責任者は、公的研究費の不適正な使用の事実がないと認定された研究者等について、その名誉その他の権利又は利益を回復する必要があると認めた場合、これらを回復するために必要な措置をとるものとする。

- 2 公的研究費の不適正な使用の事実がないと認定された研究者等は、最高管理責任者に対して、前項に定める措置をとるよう申し出ることができる。

#### 第五章 雑則

##### (守秘義務)

第二十六条 この規程に係わる業務に従事している教職員等は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

##### (準用)

第二十七条 公的研究費の不適正な使用の疑いが認められる事案に関し、通報によらないものについては、本規程を準用することができる。

##### (事務の所管)

第二十八条 公的研究費の使用等に関する啓発活動及び公的研究費に係る通報に関する事務は、学事部学事・社会連携課が所管する。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この規程は、平成二十六年五月十七日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 最高管理責任者は、当分の間、点検を行うに際して、理事長の承認を得て、内部監査室に推進委員会への協力を求めることができる。

改正 平成二九・一〇・九（規程第二千七百二十号） 令和三・一二・六（規程第二千九百四十九号）